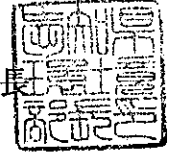


20 大気第 349 号

平成 20 年 7 月 15 日

社団法人 愛知県建設業協会 会長 様

愛知県環境部長



吹付け石綿（アスベスト）などの解体等に伴う飛散防止について（通知）

本県の環境行政の推進につきまして、日ごろから御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、石綿（アスベスト）は、耐熱性、断熱・防音性など多くの優れた特性を有することから、1970（昭和 45）年代から 1980（昭和 55）年代を中心に建材として大量に使用されてきました。その一方で、石綿粉じんの吸入により、肺がん、中皮腫等の健康被害をもたらすことから、労働者の保護や一般大気中への飛散防止を図るため、労働安全衛生法、大気汚染防止法など法令等による規制が行われてきました。

平成 16 年 10 月に労働安全衛生法により石綿を含有する製品の製造、使用等が原則禁止されてからは、石綿に係る飛散防止対策は、建築物の解体作業など、すでに使用されている石綿を除去する場合におけるものが中心となっています。

本県は、県内の大部分が東海地震の強化地域に指定されるなど、地震による大規模災害の発生が想定されています。ひとたび地震により建築物等が倒壊してしまうと、石綿が使用されている箇所を特定し、そこから石綿粉じんの飛散防止を図ることは困難になるものと考えられます。

つきましては、建築物等に使用されている石綿の飛散防止を図るため、建築物の管理者・所有者の方は、常日ごろから建築物における吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材の使用実態を把握し、できる限り除去していただきますよう、また、建築物の解体等を行う事業者の方は、石綿障害予防規則や大気汚染防止法の規定等に従って解体等工事を行っていただきますよう、貴会会員に対する周知についてよろしく申し上げます。

担当 大気環境課 規制グループ

電話 052-954-6215（ダイヤルイン）

FAX 052-953-5716

